

第 5 章 目標達成に向けた具体的施策

推進する取り組みの具体的内容は、以下のとおりとします。

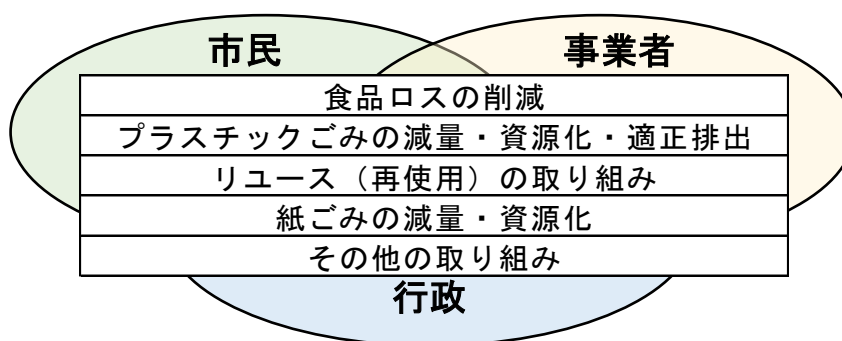
第 1 節 【基本方針 1】 3 R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、ライフスタイルや事業活動を転換して、市民・事業者・行政が一体となって、さらなる 3 R に取り組む必要があります。



そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となります。もっとも、こうした転換や見直しは容易に進むものではありません。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと 3 R を推進する必要があります。

3 R の推進に向けた市民や事業者の具体的な取り組みとしては、本市の可燃ごみの約 23% を占める厨芥類（生ごみ）の減量、約 38% を占める紙ごみの減量・資源化のほか、市民一人ひとりの減量行動の有無により排出量に大きな差が生じるプラスチックごみの減量・資源化であり、本市においては優先度の高い取り組みです。

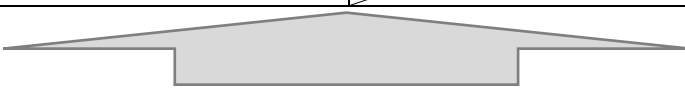


1-1 食品ロスの削減

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことをさします。

市では、これまでからも生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入補助制度を導入するとともに、ごみ分別ルールブック等の啓発冊子を通じて、食品ロスの削減や生ごみの水切りの啓発を行ってきましたが、まだまだ減量の余地があります。

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 資料 2-1、2-2、2-3 ・3キリ(使い切り、食べ切り、水切り) ・生ごみの堆肥化	
【飲食店で外食する際の取り組み】 資料 2-1、2-2 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ ・3010 運動(宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする) 【食べ残しゼロ推進店舗】 前回議論 利用 ⇔ 登録	
【小売店で買物をする際の取り組み】 資料 2-1、2-2、2-3 食材の使い切り ⇔ 少量販売(ばら売り) 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
【保管や調理の工夫】 前回議論 ・家での食材チェック ・食品ロス日記等の調査 ・冷蔵庫整理の促進 ・食材保存方法の工夫	
	
行 政	
・啓発(飲食店、小売店、地域、学校等) 資料 2-1、2-2、2-3 ・情報発信(メルिट等) 未実施 ・実態把握(袋調査による組成調査)	

SDGsとの関係性

食品ロスは、SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』において、「世界全体の 1 人当たりの食品廃棄を半減」させることとしています。また、食品を廃棄することは、生産時に使用した水や飼料、輸送時のエネルギーも無駄にすることになります。さらには、食品を廃棄することで温室効果ガスを発生させるなど、さまざまな環境問題と関わりがあります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

・3キリ（食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切り）

食材を「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、ひとしぼりする「水切り」を励行する。

・生ごみの堆肥化

廃棄するしかない野菜くずなどを堆肥化し、生ごみの減量を図る。

市民は、市が行う生ごみ処理機の購入補助制度を活用する。

・3010 運動

宴会時の最初の 30 分と最後の 10 分は自席で料理を楽しむ運動を推進する。



市民の取り組み例

・商品の手前取り

商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品を選ぶようにする。

・消費・賞味期限の理解

賞味期限は美味しく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられるという賞味期限と消費期限の違いを理解し、ごみ減量行動につなげる。

・食品ロス日記等の調査

家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを調査する。

・冷蔵庫整理の促進

定期的に冷蔵庫を整理し、適切な保存と食材を使いきる。また、使う分だけ買う。

・食材保存方法の工夫

肉や魚、野菜の保存方法を工夫し、食材を長持ちさせ、食材を使いきる。

事業者の取り組み例

〔小売店〕

・少量販売（ばら売り）

多様なライフスタイルに対応した少量販売を推進する。

・売り切り、販売期限が近い商品の販促

消費者が販売期限が近い商品を積極的に選べるような販売促進を行っていく。

・表示見直し

賞味期限の年月日表示から年月表示への変更を検討する。

〔飲食店〕

・「食べ残しゼロ推進店舗」の登録

飲食店や宿泊施設などでの「食べ残しゼロ推進店舗」への登録。

行政の取り組み例

・啓発・情報発信

市民へは、3キリ運動や生ごみの堆肥化など食品ロス削減向け具体的な取り組みができるよう啓発する。また、事業者へはごみ減量だけではなく、経済性や取り組みのメリットも情報発信するとともに、市民が事業者の取り組みを支援できるような仕組みづくりを行う。

・実態把握

ごみの排出状況を知るためにも、家庭ごみの袋調査等、細分別調査を継続実施する。

1-2 プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

プラスチックごみは年々増加し、資源化可能なものであっても、汚れのあるものや適切に分別されないものは最終的には埋立ごみとなります。また、不適正に排出されたり、自然界に流出したものは海洋プラスチックにもなります。海と共に歩み発展してきた本市としても使い捨てプラスチックの減量とプラスチックの海洋流出を防ぐ取り組みが不可欠です。このため、市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底、適正排出に向けた取り組みを進めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装 前回議論 ・マイボトル・マイバッグの利用 資料 2-4 ・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択 ・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化	
【小売店での簡易包装・レジ袋削減】 利用 ⇔ 対応 【小売店での店頭回収】 前回議論 資料 2-5 利用 ⇔ 設置	
・使わないライフスタイル ・レジャー時のごみの持ち帰り	・適正処理（産業廃棄物として処理）



行 政
・ごみ処理手数料の見直し ・排出機会の拡充、月2回収集 ・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置 未実施 ・リユース食器の利用機会の拡充と使い捨てプラスチックの使用削減の啓発。行政運営上での取り組みの推進 未実施

SDGsとの関係性

プラスチックごみについては、SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』で「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としており、また、目標 14『海の豊かさを守ろう』では、「2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としています。

さらには、生産や輸送で使用する原材料やエネルギーの問題、廃棄する際に発生する CO2 や有害物質、排水の問題、また、海洋流出に伴う海洋資源への影響とも関わりがあります。



市民・事業者（共通）の取り組み例

・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装

ワンウェイ容器よりも詰め替え商品、マイバッグによるレジ袋の使用抑制、簡易包装を推進する。

・マイボトル・マイバッグの利用

オフィスや外出先で自分の水筒、タンブラー、カップ、湯飲みなどを持参し、ペットボトル飲料の購入を控える。マイバッグを使用して、レジ袋の使用を抑制する。

・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択

ワンウェイ商品よりも詰め替え商品、プラスチックの少ない商品を選択する。

・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化

プラスチック容器包装類やペットボトルは資源化されるよう、適正に排出する。

市民の取り組み例

・簡易包装・レジ袋削減

簡易包装を積極的に利用。また、レジ袋使用を控える。

・使わないライフスタイル

環境に配慮し、プラスチック容器包装類を使わない（購入しない）ライフスタイルを心がける。

・レジャー時のごみの持ち帰り

海・川などレジャーごみの持ち帰りに努める。



事業者の取り組み例

・簡易包装・レジ袋削減の対応

簡易包装やレジ袋削減のさらなる推進。

・適正処理（産業廃棄物として処理）

事業系ごみの適正処理に向け、プラスチック包装類を分別し、産業廃棄物として処理する。また、プラスチックの処理に際しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努める。

行政の取り組み例

・ごみ処理手数料の見直し

有料化により、プラスチックごみ減量への動機づけを図ると共に、排出量に応じた費用負担により、公平な受益者負担を図る。

・排出機会の拡充、月2回収集

ペットボトル、プラスチック容器包装類の収集回数を月2回とし、排出利便性を高め、排出機会の拡充を図る。

・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置

市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながるさらなる取り組みについて検討する。

1-3 リユース（再使用）の取り組み

リユースは、「もの」を長く・何度も使用することにより使用期間を延ばし、ごみを削減するだけでなく、資源消費量の削減や、製造・輸送の際のエネルギー消費量を削減するなど、リデュースと並び循環型社会形成に向けた重要な取り組みと位置付けられています。

リユースは、循環型社会形成に向けた重要な取り組みの一つであり、人と人との繋がり、コミュニティ形成の効果も期待されるものであるため、引き続き効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・繰り返し使う、修理して使う ・必要とする人に使ってもらう（フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスの利用など） 資料 2-6 ・退蔵品（不要になっても捨てずに保管しているもの）の有効活用	
【小売店での修理対応】 ものを修理して使う ⇔ 修理対応	



行 政
・情報収集、提供 ・子ども服や再生家具の提供、おもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実 一部実施 ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信 ・リユース食器の利用機会の拡充啓発 未実施

SDGsとの関係性

SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』では「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

リユース（再使用）により「もの」の寿命を延ばすことは、「もの」の製造で使用するエネルギー消費や廃棄に伴う CO2 等の環境への負荷を減らすことにもつながります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・繰り返し使う、修理して使う

ものを長く使用するため、繰り返し・修理して使用し、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」に努める。

- ・必要とする人に使ってもらう

フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、リユース（再使用）に取り組む。

- ・退蔵品（不要になっても捨てずに保管しているもの）の有効活用

不要になっても捨てずに保管している「退蔵品」は、長く保管されることにより「もの」としての価値は低下するため、価値が下がるまでにリユース品として有効活用を図る。

市民の取り組み例

- ・ものを修理して使う

ものを修理したり、リメイクして使用するというライフスタイルに努める。

事業者の取り組み例

- ・修理対応

ものの修理やリメイク対応の充実に努める。

行政の取り組み例

- ・リユース事業、イベントの活性化・充実

市が実施する子供服や再生家具の提供、ゆずります、もらいますコーナーの活性化・充実を図るとともに、まいづる環境市民会議が実施するおもちゃ交換会等のリユース事業について必要な支援を行い、リユース事業やイベントの活性化・充実を図る。

- ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信

フリーマーケットやリペアサービスなどの情報を収集し、市のホームページ等を活用して発信する。

- ・リユース食器の利用機会の拡充啓発

イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけではなく、啓発効果も大きいため、今後も継続し、リユース食器の利用を啓発する。

1-4 紙ごみの減量・資源化

可燃ごみの中には、リサイクルできる紙類が約 20%含まれており、紙ごみの資源化の余地は大きい状況にあります。このため、さらなる紙ごみの減量・資源化に向け、啓発・支援に努めます。

また、事業系紙ごみのさらなる分別・資源化に向けたさらなる取り組みを進める必要があります。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・ペーパーレスの推進 ・資源化できる紙の分別、雑紙(その他の紙)の分別 前回議論	
・集団回収の活用	・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化



行 政
・集団回収の活性化 ・情報収集、提供(資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携) 一部実施 資料 2-7 ・排出機会の確保 前回議論 ・事業系紙ごみの搬入抑制策 一部実施 ・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

SDGsとの関係性

SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』で「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

紙ごみの減量・資源化は、目標 15『陸の豊かさを守ろう』の陸域生態系の保全、森林の持続可能な経営とも関わりが深く、さらには、エネルギーや CO2 の削減等にも関係する取り組みでもあります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

・ペーパーレスの推進

紙ごみの発生抑制の観点から、紙の分別・リサイクル以上に紙を使わないこと（ペーパーレス）を推進する。

・資源化できる紙の分別、雑紙（その他の紙）の分別

資源化できる紙や、リサイクル可能な雑紙の分別を推進する。



市民の取り組み例

・集団回収の活用

集団回収活動を通じて、地域住民の排出機会の確保とリサイクルの取り組みを推進し、コミュニティの活性化につなげる。

事業者の取り組み例

・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化

秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできるルートの確保を図る。

行政の取り組み例

・集団回収の活性化

決まった場所、決まった日時での拠点型集団回収の活性化を図るなど、既存の集団回収活動の活性化を図ることにより、市民の排出機会を確保し、リサイクルをさらに推進する。

・情報収集、提供（資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携）

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなどの資源化ルートに関する情報を提供する。

・排出機会の確保

小売店での店頭回収の拡充や拠点型の集団回収（古紙等）の活性化を図るとともに、公共施設での拠点回収を実施する。

・事業系紙ごみの搬入抑制策

事業者に対する搬入時の分別指導を実施する。また、秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできる資源化ルートに関する情報提供を行う。

・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

各種会議の運営において可能な範囲でペーパーレス化、デジタル化を進め、効率性の高い業務運営に努める。

1-5 その他の取り組み

環境負荷の少ない行動の啓発や事業系ごみの減量・適正排出への対応に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進 ・環境負荷の少ない商品の購入	
・使用済小型家電の分別 ・集団回収やリユース活動への参画	・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み 資料 2-8 ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進



行 政	
・事業系ごみ量の実態把握 一部実施 ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化 未実施 資料 2-8	・事業者責任の明確化
・事業系ごみを生活ごみとして(または装って)地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応 ・使用済小型家電回収ボックスの設置 ・古紙等資源回収活動(集団回収)への報奨金の交付 ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達	

SDGsとの関係性

SDGs 目標 12『つくる責任とつかう責任』では「2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

こうした一連の3Rの取り組みは、目標 8『働きがいも経済成長』での「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善」することや、目標 9『産業と技術革新の基盤をつくろう』での「資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善」することにもつながります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進

ごみの排出抑制、資源化に向けた行動を実施し、環境に配慮した生活に心がけたライフスタイル、事業活動を実行する。

- ・環境負荷の少ない商品の購入

CO₂排出に考慮する等など、環境負荷の少ない商品の購入に努める。

市民の取り組み例

- ・使用済小型家電の分別

排出秩序を維持し、使用済小型家電の分別を推進する。

- ・集団回収やリユース活動への参画

自主的な活動である集団回収やリユース活動へ参画する。

事業者の取り組み例

- ・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み

事業系ごみの適正処理に向け、ごみの減量・資源化を図り、適正排出に努める。

- ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進

簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレー等の回収などによるごみの減量やリサイクルに取り組む。また、マイリサイクル店に登録する。

行政の取り組み例

- ・事業系ごみ量の実態把握

事業系ごみは、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なるため、展開検査等を実施し、事業系ごみの実態を把握する。

収集業者に事業系ごみ量の把握と排出事業者に関する資料提出を要請する。

- ・事業者責任の明確化

事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、ごみ排出・処理責任の明確化を図る。

- ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化

多量排出事業者による減量計画策定を検討する。

- ・事業系ごみを生活ごみとして（または装って）地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応

事業系ごみが、生活系ごみとして地域のごみステーションに排出されている対策として、展開検査や取り残しなどを実施する。

- ・古紙等資源回収活動（集団回収）への報奨金の交付

市民の自主的な取り組みである集団回収に、より多く参画・協力いただけるよう報奨金の交付を継続する。

- ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達

庁内で使用する備品に関して、環境負荷低減に資する製品及びサービス等の優先的購入（グリーン購入）に努める。